

警報発表時の対応について

岐阜県立岐阜工業高等学校
058-387-4141

「岐阜市または笠松町」「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」において、各種の警報が発表された場合、あるいは発表が予想される場合の対応は、以下の通りとする。

1 登校前・登校途中の対応について

- (1) 午前6時00分現在で「岐阜市または笠松町」「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」のいずれかで警報が発表されている場合は、自宅で待機すること。
- (2) 「岐阜市または笠松町」「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」のいずれにおいても警報が発表されていない場合についても、保護者が、交通機関や河川・道路などの状況により通学の安全確保が難しいと判断される場合や、登校中の警報発表が予想される場合については、自宅で待機すること。この場合は、その旨を連絡すること。
(原則として、保護者→HR担任)
- (3) 登校途中に警報発表の報道を確認した場合は、帰宅を原則とするが、安全な場所に避難するなど、安全確保に努めること。この場合は、その旨を連絡すること。(本人→HR担任)
- (4) 「岐阜市または笠松町」において、午前6時以降午前10時までに警報が解除された場合は、警報解除2時間後に授業を開始する。
ただし、「岐阜市または笠松町」では解除されても、「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」のいずれかで警報が発表中の場合や、道路・橋梁の損壊などで危険な場合、公共交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合等は、自宅で待機すること。この場合は、必ずその旨を連絡すること。(原則として、保護者→HR担任)
- (5) 「岐阜市または笠松町」において、午前10時までに警報が解除されなかった場合は、臨時休業とする。
- (6) 「岐阜市または笠松町」において警報が発表されていない場合においても、台風の接近等により、生徒の安全確保に困難が生ずると予想される場合については、「自宅待機」あるいは「臨時休業」の措置をとることがある。
なお、こうした措置をとる場合は、その旨を「すぐー」等により連絡する。

2 登校後における対応について

- (1) 警報発表時および警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。なお、こうした措置をとる場合は、その旨を「すぐー」等により連絡をする。
- (2) 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。ただし、突発型災害（ゲリラ豪雨など）や特別警報以外の進行型災害（台風など）で、安全に帰宅ができると判断する場合は、警報発表中に帰宅させる場合もある。
なお、こうした措置をとる場合については、その旨を「すぐー」等により連絡をする。
- (3) (2) により帰宅をした場合については、自宅へ到着後、必ず帰宅確認の連絡をすること。
(原則として、「すぐー」の返信)

警報とは「暴風警報」に限らず、「レベル3大雨警報」「レベル3氾濫警報」など全てのレベル3相当以上の警報と、大雪警報・暴風雪警報を対象とします。
